

お知らせ

令和6年（2024年）5月31日

報道機関各位

函館市病院局管理部長

職員の懲戒処分について

このことについて、別紙のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

〒041-8680

函館市港町1丁目10番1号

函館市病院局

管理部庶務課庶務係

TEL 0138-43-2000 内線 4202

FAX 0138-43-4434

職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

被処分者の所属等	所属 病院局・会計年度任用職員 年代 20代
事案の概要	令和6年4月3日(水)、私用で自家用車を運転していたところ、寿都郡黒松内町字北作開付近にて可搬式速度違反自動取締装置(通称:可搬式オービス)に時速30kmの速度超過違反の事実が記録され検挙された。
処分内容	減給(10分の1)1か月
処分年月日	令和6年5月31日

担当 函館市病院局管理部庶務課 熊木 電話 43-2000(内線 4202)